提出を忘れずに！
児童扶養手当現況届と特別児童扶養手当の所得状況届

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、必ず現況届・所得状況届を提出してください。現況届・所得状況届を提出しないと、手当を受けられなくなることがあります。

提出期間　【児童扶養手当】8月2日(月)～31日(火)
【特別児童扶養手当】8月11日(水)～9月10日(金)

8月から父子家庭にも支給
児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳までの子ども（障害児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的として支給される手当です。

支給要件　次の条件のいずれかに該当する場合、申請により手当が支給されます。

①父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
②父または母が死亡した児童
③父または母に重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害がある児童
④父または母の生死が明らかでない児童
⑤その他（父または母が引き続き1年以上遺棄・拘禁されている児童など）

※以上に該当する場合でも、日本国内に住所がないとき、労災や公的年金を受けることができるとき、所得が一定額以上あるときなど、手当が支給されない場合があります。詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

父子家庭の方の申請

◎平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
11月30日までに申請すれば、「8月分」から支給されます。期限を過ぎると申請を受付した翌月分から支給されます。

◎平成22年8月以降、11月30日までに支給要件に該当した方
11月30日までに申請すれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

児童扶養手当支給額
（父または母と子ども1人世帯の場合）

収入金額（年額）	支給金額（月額）
130万円未満	【全部支給】41,720円
130万円以上 365万円未満	【一部支給】41,710円から9,850円まで 収入に応じて支給

※第2子は月額5,000円、第3子以降については、1人につき月額3,000円が加算。

◆問い合わせ
福祉課社会福祉班
☎(84)1257

特別児童扶養手当

家庭で介護されている心身に障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に役立つことを目的として、児童を養育する方に支給される手当です。

受給資格　身体や精神に「障害等級表」に該当する程度の障害のある児童（20歳未満）を養育している方。また、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき、一定額以上の所得があるとき、施設等に入所しているときなどは、手当が支給されません。詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

特別児童扶養手当支給額
（児童1人あたり月額）

1級（重度障害児）　50,750円
2級（中度障害児）　33,800円

◆問い合わせ
福祉課障害福祉班
☎(84)1257

ひとり親家庭等医療費助成・施設使用料の減免

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童に対し、医療費等の助成や施設使用料の減免を行っています。助成・減免を受けるには、申請が必要です。（児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）

医療費助成
医療機関等で支払った自己負担額から、一部負担額を差引いた額（事前申請が必要で、一定の所得制限があります）

◎持参品
印鑑・保険証・保護者の預金通帳

施設使用料の減免
対象施設の個人使用料の一部

◎対象施設
光B&G海洋センタープール・光しおさい公園テニスコート・ふれあい坂田池公園テニスコート・ふれあい坂田池公園陸上競技場

◎減免額　通常料金の1／2
◎持参品　印鑑

◆申請・問い合わせ
福祉課社会福祉班
☎(84)1257